

定額減税補足給付金(不足額給付) のご案内

●制度概要

令和6年度に実施した「定額減税補足給付金(当初調整給付)」は、令和5年中の所得・扶養の状況により推計した所得税額と令和6年度住民税所得割額を基に算定し、給付しました。

今回の「定額減税補足給付金(不足額給付)」は、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、定額減税ならびに令和6年度に実施した当初調整給付の額に不足があることが判明した場合、追加で対象者に給付します。

●給付対象者

令和7年1月1日時点で彦根市に住民登録がある方で、以下のいずれかに該当する方
ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超えた方は対象外です。

不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年中の所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で不足が生じた方

給付額：1万円単位(1万円未満の端数は、1万円単位で切り上げる)

《給付対象の例》

- ・子どもの出生などで扶養親族が増加した方
- ・令和5年中の所得よりも、令和6年中の所得が減少した方
- ・当初調整給付後に税の更正(修正申告)により、令和6年度住民税所得割額が減少した方
- ・令和5年は所得がなく、令和6年に所得がある方

不足額給付Ⅱ

次の給付要件をすべて満たす方

1. 令和6年分所得税額および令和6年度住民税所得割額がいずれも0円(定額減税適用前、税額控除後)であり、本人として定額減税の対象外であること
2. 税制度上、「扶養親族」の対象外であること(事業専従者(青色・白色)や合計所得金額が48万円超の方)
3. 低所得世帯向け給付(令和5年度住民税非課税世帯への給付金《7万円》、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金《10万円》、令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金《10万円》)の対象外であること

※不足額給付Ⅲに該当する方は、申請が必要です。詳細は、下記コールセンターまでご連絡ください。

給付額：原則4万円(定額)

(注) 令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は、3万円

《給付対象の例》

- ・令和6年度住民税所得割課税者がいる世帯に属している事業専従者(青色・白色)の方
- ・令和6年度住民税所得割課税者がいる世帯に属している合計所得金額が48万円超(令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割が非課税)の方

●申請期限 令和7年10月31日(金)【16時45分必着】

※期限内に提出がない場合や必要な補正が行われない場合は、本給付金の申請を辞退したものとみなします。

●問合せ先 彦根市コールセンター

臨時特別給付金担当



0120-139-105

受付時間 ▶月~金(土・日・祝日を除く) 9:00 ~ 16:45

※書類内容確認のために、お電話させていただくことができます。

A

「給付のお知らせ」

1 「給付のお知らせ」に印字されている口座情報の内容を必ず確認してください。



2 記載内容に誤りがない場合は、**申請不要**です。

※以下の場合には手続きが必要です。

- ・ 振込口座を変更したい場合
- ・ 改姓により名義変更の届出をした場合
- ・ 給付金の受取を希望しない場合
- ・ 給付要件に該当しない場合

令和7年8月15日(金)16時45分までに、彦根市コールセンター（0120-139-105）へ申出をしてください。

3 指定の口座に給付金が振り込まれます。
(8月28日(木)振込(予定))

※口座を変更する場合や、振込エラーの場合は、振込時期が上記よりも遅れます。



B

「給付要件確認書」

1 必要事項を記入し、添付書類とともに申請期限までに返送してください。

2 指定の口座に給付金が振り込まれます。(9月4日(木)以降、順次)

〔添付書類〕

- 申請者の本人確認書類の写し
(例)運転免許証、在留カード、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカードなど
- 受取り口座を確認できる書類の写し
(例)通帳(開いた1ページ目)、キャッシュカード、銀行口座のWebサイトやアプリの「口座情報照会」画面など



通帳の表紙をめくり、最初の見開きページをコピーしてください。

C

「不足額給付金申請書」

1 令和6年分所得税額および令和6年度住民税所得割の課税状況などで給付要件を満たしているかを確認してください。

2 必要事項を記入し、添付書類とともに申請期限までに返送してください。

3 審査完了後、指定の口座に給付金が振り込まれます。
(9月4日(木)以降、順次)

※公簿等の調査を要する場合は、振込までに日数がかかることがあります。

〔添付書類〕

- 申請者の本人確認書類の写し
(例)運転免許証、在留カード、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカードなど
- 受取り口座を確認できる書類の写し
(例)通帳(開いた1ページ目)、キャッシュカード、銀行口座のWebサイトやアプリの「口座情報照会」画面など
- 令和6年度住民税課税自治体が発行する当初調整給付額等が記載されている書類(発行できない場合は、令和6年度住民税課税(非課税)証明書)

●注意事項

- ・ 給付金の振込をお知らせするハガキの送付はいたしませんので、案内文書に記載の給付予定日を参考に、ご自身で通帳記帳等によりご確認をお願いします。通帳には「ヒコネシキユウフキンシツ」と表記されます。
- ・ 書類に不備があった場合は、不備を解消後に振込手続きを行うため給付が遅れます。申請書等の提出前に記入漏れ、確認書類の添付漏れがないかを再度確認してください。
- ・ 案内文書が届いた場合であっても、給付要件を満たさない場合は給付金を受給できません。申請内容に虚偽があることが判明した場合には、給付金の返還を求めるとともに、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ・ 不足額給付金は、令和7年6月4日までに彦根市の税務システムに入力された情報を基に算定しているため、それ以降の申告は反映されません。そのため、税額変更があっても、原則として、届いた「給付のお知らせ」・「給付要件確認書」に記載されている金額での給付となります。
- ・ 令和6年分の所得税額は、令和6年分の課税資料を基に、国の算定ツールを用いて算出しています。ただし、これは推計による所得税額であるため、確定申告書や源泉徴収票に記載された令和6年分の所得税額と一致しない場合があります。

詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。



こちらからもアクセス可能です →



不足額給付金について
【彦根市HP】



不足額給付金Q&A
【彦根市HP】



所得税の定額減税について
【国税庁HP】